

第 137 回高知県都市計画審議会

議 案 書

平成 27 年 1 月 19 日

第 137 回 高知県都市計画審議会

1 日 時

平成 27 年 1 月 19 日 (月) 10 時から

2 場 所

高知市本町 5 - 6 - 42

高知会館 3 階「平安」

3 会議次第

(1) 開会

(2) 会長選出

(3) 会長代理者の指名

(4) 署名委員の指名

(5) 議事

付議事項

1) 高知広域都市計画土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について (中須賀土地区画整理事業)

(6) 閉会

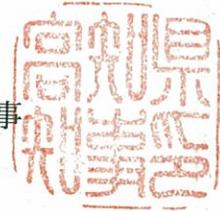


26 高都計第 471 号

平成 26 年 12 月 26 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



高知広域都市計画土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について
このことについて、土地区画整理法第 55 条第 3 項の規定により、別紙のとおり審議
会に付議します。

高知広域都市計画事業中須賀土地区画整理事業の事業計画(案)についての意見書の要旨及び高知市の見解(要約版分類2/2)

※高知県都市計画審議会が公開するため、高知県情報公開条例に基づき、特定の個人が識別できないよう意見書を要約しています。

分類	理由	高知市の見解	意見書提出者
事業計画に関すること	<p>4. 現在の中須賀公園に比べて規模が小さく、宅地と隣接した旧来型の設計となっている1号街区公園を拡張して欲しい。</p> <p>1号街区公園は、施行区域の隅に配置し、住宅に囲まれた見通しと利便性に少し欠けた防災力の無い計画である。</p> <p>なお、現在の中須賀公園は、徳弘董斎邸跡地であり由緒あるものである。</p> <p>また、公園には防火水槽と耐震性非常用貯水槽を整備して欲しい。</p>	<p>4. 本事業で整備する公園として、必要面積を確保した事業計画としており、中須賀公園は1号街区公園として、本事業により防災性及び利便性の向上を図り、「まちの歴史を活かした」公園として再整備するものとし、防火水槽の整備も検討する。</p> <p>本事業において整備する公園については、地域防災計画や現在の土地利用状況等を考慮し、土地区画整理法施行規則に基づいて、必要となる施行地区面積の3%(2,430㎡)の面積を確保するよう計画している。</p> <p>現在の中須賀公園は、徳弘董斎邸跡地の碑が建ち、その由来から公園北側に家屋が存在するため、不整形な形状となっており、面積(595㎡)全てを有効に利用できていない状態となっている。</p> <p>本事業により防災性及び利便性の向上を図り、「まちの歴史を活かした」1号街区公園として再整備することにより、面積自体は減少するもの、見通しの良い身近な公園として利用できるかと考えている。</p> <p>今後、具体的な公園の整備にあたっては、防火水槽の整備も含め、自主防災活動に必要な防災倉庫の設置やまちの歴史の継承につながる取組み等、関係者から意見を頂きながら検討を行いたいと考えている。</p> <p>なお、耐震性非常用貯水槽については、中須賀地区の近くに旭浄水場があることや、区画道路等の整備に併せて耐震性の水道管が布設されることから、整備は不要と考えている。</p>	O氏
	<p>5. 現住所の土地は、周辺に比べ高さが低いので、土地の高さを上げて整備して欲しい。</p>	<p>5. 宅地や区画道路等の高さについては、造成計画、道路計画、排水計画等との調整を図りながら、地区周辺との調和、防災対策等を考慮した計画としている。</p> <p>今後、具体的な実施設計にあたっては、関係者から意見を頂きながら検討を行いたいと考えている。</p>	D氏, J氏
	<p>6. 旭町福井線に接続している特殊道路は、緊急車両が入りにくい道路となっている。</p>	<p>6. 本事業で整備する都市計画道路や区画道路により、地区内への緊急車両の進入は可能となる。なお、特殊道路については、現況の土地利用を考慮した自動車交通と生活環境の調和を図る必要最低限の計画としている。</p> <p>本事業において整備する道路については、地区中央を通る都市計画道路田満橋堂橋線を軸とし、幅員5～9mの区画道路を防災性の向上が図られるよう適宜配置している。</p> <p>なお、都市計画道路旭町福井線に接続する特殊道路については、施行地区外の現況の土地利用を考慮して、自動車交通と生活環境の調和を図るため、必要最低限の整備を行う計画としている。</p>	J氏
	<p>7. 減歩や清算金は負担が大きいです。</p>	<p>7. 市独自の施策を活用し、住民の負担軽減に努める計画とする。</p> <p>本事業は、減歩により、道路、公園、下水道などを整備し、その結果、土地の価値が上がることにより、整理前と整理後の価値を同じに保つものである。</p> <p>減歩率については、事業計画では減価買取後「平均減歩率19.28%」となっているが、負担軽減のため、独自の施策を活用し「平均減歩率10%台(11%未満)」とする。</p>	D氏, G氏
	<p>8. 補償金では建て替えてできない。</p>	<p>8. 事業に係る補償金については、適正な基準により算定する。</p> <p>移転補償金は、公共事業で標準的に用いられている基準に則って適正な補償金額を算定する。</p> <p>なお、移転補償金の一部として前払い金を支払うことが可能であり、この割合は、補償金額の70%を限度としている。</p>	D氏, G氏
	<p>9. 住み良い環境(下水道の完備・狭道の解消)の形成を希望する。</p>	<p>9. 本事業に併せ、下水道等の総合的・一体的な整備により、良好な住環境の形成を図る。</p>	I氏
	<p>10. 1日でも早く整備して欲しい。</p>	<p>10. 早期に事業に着手し、早期の完成を目指す。</p>	C氏, E氏, H氏, I氏